



報道関係者各位

平成28年9月2日

新潟労働局雇用環境・均等室

室長 松本 春美

厚生労働事務官 須田 泰嗣

Tel. 025-288-3511 (夜間) 025-288-3548

## くるみん認定企業

「株式会社 マルサン」、「昭栄印刷株式会社」、

「株式会社 エム・エスオフィス」

## の3社を認定!!

～9月7日(水)、新潟労働局にて認定通知書交付式を行います～

新潟労働局(局長 梅澤 眞一)では、このたび、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づく認定(くるみん認定)企業として、**株式会社 マルサン**(本社:新潟市、代表取締役 田村 圭 氏、新規の認定)、**昭栄印刷株式会社**(本社:新発田市、代表取締役 坂井 雅之 氏、平成26年に引き続き2回目の認定)、**株式会社 エム・エスオフィス**(本社:長岡市、代表取締役 笠原 廣 氏、新規の認定)の3社を認定いたしました。(これにより、県内のくるみん認定企業は30社となります。)

くるみん認定は、次世代法に基づき、策定した行動計画を実施し、その計画目標を達成する等、一定の要件を満たす場合に、「子育てサポート企業」として都道府県労働局長が認定するものです。認定を受けた企業は、認定マーク(下段に表示)を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。

今回認定を受けた企業に対しては、下記のとおり「くるみん認定通知書交付式」を行います。



認定マーク

(愛称:くるみん)

星の数が認定回数を表します

## くるみん認定通知書交付式

日 時:平成28年9月7日(水) 10:30～ ※取材可。事前にご連絡願います。  
会 場:新潟労働局 局長室  
(新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階)

<参考資料>

- No.1 株式会社 マルサン、昭栄印刷株式会社、株式会社 エム・エスオフィスの取組概要
- No.2 くるみん認定基準
- No.3 これまでの認定企業一覧

**お問合せ先：新潟労働局雇用環境・均等室**

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1  
新潟美咲合同庁舎 2号館 4階

電話 025-288-3511

FAX 025-288-3518

# 株式会社 マルサン

## 子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

### 株式会社 マルサン

所在地：新潟市  
事業内容：製造業  
労働者数：105人



### ●行動計画

- 1 計画期間 平成26年4月1日～平成28年3月31日
- 2 行動計画の内容
  - ① 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
    - 男性社員・・・1人以上取得する
    - 女性社員・・・取得率を70%以上にする
  - ② 所定外労働時間の削減措置を実施する。

### ●取組結果

- ① 計画期間内に男性社員1名が育児休業を取得した。
- ② 計画期間内の女性社員の育児休業取得率は100%。
- ③ ノー残業デー（毎週水曜日）を導入した。

# 昭栄印刷株式会社

## 子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マーク（2回目）を取得

### 昭栄印刷株式会社

所在地：新発田市  
事業内容：総合印刷業  
労働者数：約120人



#### ●行動計画

- 1 計画期間 平成26年4月1日～平成28年4月1日
- 2 行動計画の内容
  - ① 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
    - 男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること
    - 女性社員・・・取得率を90%以上にする
  - ② 育児休業取得中の会社の動向を社員に把握できるようにする。

#### ●取組結果

- ① 計画期間内に男性社員1名が育児休業を取得した。
- ② 計画期間内の女性社員の育児休業取得率は100%。
- ③ 育児休業取得者に対して、休業中、会社の動向が分かる資料を送付した。

# 株式会社 エム・エスオフィス

## 子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

### 株式会社 エム・エスオフィス

所在地：長岡市  
事業内容：経営コンサルタント業  
労働者数：約20人



#### ●行動計画

1 計画期間 平成26年7月1日～平成28年6月30日

2 行動計画の内容

- ① 週に1回、一斉退社日を実施する。
- ② 有給休暇取得回数を、行動計画実施前1年間の実績（基準月平成25年7月～平成26年6月）から比べて行動計画終了までに平均一人当たり10%向上させる（平均5.4回以上）。

※年次有給休暇のうち5日分を半日単位で取得できるようにする等により、休暇を取得しやすい環境にすることで、取得回数アップを目指す。

#### ●取組結果

- ① 一斉退社の実施日を徐々に増やしていき、計画期間内に週1回の一斉退社日の実施を達成した。
- ② 有給休暇取得回数が平均一人当たり2.4倍（平均取得回数は11.9回）となった。
- ③ 計画期間内に男性社員1名が子の看護休暇を取得した。
- ④ 計画期間内の女性社員の育児休業取得率は100%。

## くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。

### <労働者が300人以下の企業の特例>

上記5. を満たさない場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
- ②計画期間内に、小学校就学前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
- ③計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者がいる。

6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、70%以上であること。

### <労働者が300人以下の企業の特例>

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が70%以上であれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①～③のいずれかを実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

## これまでの認定企業一覧

平成28年9月2日現在  
新潟労働局雇用環境・均等室

### ○ プラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2015年
2	株式会社 市民調剤薬局	新潟市	2016年
3	株式会社 博進堂	新潟市	2016年

### ○ くるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2007年、2010年、2013年
2	株式会社第一印刷所	新潟市	2008年、2013年
3	株式会社第四銀行	新潟市	2008年、2012年
4	株式会社博進堂	新潟市	2008年、2012年、2013年
5	株式会社大光銀行	長岡市	2010年、2015年
6	株式会社ジェイマックソフト	長岡市	2010年
7	株式会社北越銀行	長岡市	2010年、2015年
8	国立大学法人新潟大学	新潟市	2011年
9	株式会社リポーン	上越市	2012年、2014年
10	星野電気株式会社	新潟市	2013年
11	シャープ新潟電子工業株式会社	新潟市	2013年
12	株式会社コロナ	三条市	2013年
13	株式会社キタック	新潟市	2013年
14	株式会社富士通新潟システムズ	新潟市	2013年
15	株式会社ナルス	上越市	2013年
16	愛宕商事株式会社	新潟市	2013年
17	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2013年
18	協栄信用組合	燕市	2013年
19	旭カーボン株式会社	新潟市	2014年
20	新潟県信用農業協同組合連合会	新潟市	2014年
21	医療法人恵生会	新潟市	2014年
22	昭栄印刷株式会社	新発田市	2014年、2016年
23	株式会社メビウス	新潟市	2014年
24	株式会社オスポック	十日町市	2015年
25	医療法人愛広会	新潟市	2015年
26	西蒲原土地改良区	新潟市	2015年
27	株式会社ソリマチ技研	長岡市	2016年
28	株式会社マルサン	新潟市	2016年
29	株式会社エム・エスオフィス	長岡市	2016年

※公表を希望しない企業を除いています。